

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年4月11日午後1時00分～午後6時10分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

なし

2 報告事項

(1) 警察官の夏服の着用期間の変更について

地球温暖化の影響により、ここ数年5月、10月においても気温の高い日が数日続くことがあるため、制服勤務員の活動実態を踏まえ着用期間を変更する旨の報告があった。

(2) 自転車用ヘルメット着用促進DVDの活用について

高齢者の自転車事故抑止対策として、大阪芸術大学等の協力を得て高齢者向け自転車用ヘルメットの着用促進DVD「命を守るヘルメット」を制作したので、今後、交通安全教育等で活用する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 制作したDVDを効果的に活用していただくとともに、行政機関等の補助支援も含めた積極的な働き掛けを是非ともお願いしたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、94件の行政処分を決定した。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間4.5月）を決定した。

イ 風営法に基づく行政処分1件（条例の遵守事項違反（卑わい行為））について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間2月）を決定した。

ウ 風営法に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。

(3) 犯罪被害者等給付金の支給裁定に対する審査請求の裁決等について

ア 平成26年10月15日付けの犯罪被害者等給付金支給裁定を不服として、国家公安委員会に対して提起された審査請求について、平成30年3月22日付けで請求が却下され、当該裁決書謄本を受領し、弁明に際し証拠資料として物件提出していた書類の返還を受けた旨の報告があった。

また、書類の返還に伴う還付請求書の提出についての上申があり、可として決裁した。

イ 平成27年2月4日付けの犯罪被害者等給付金支給裁定を不服として、国家公安委員会に対して提起された審査請求について、平成30年3月22日付けで請求が却下され、当該裁決書謄本を受領し、弁明に際し証拠資料として物件提出していた書類の返還を受けた旨の報告があった。

また、書類の返還に伴う還付請求書の提出についての上申があり、可として決裁した。

ウ 平成27年7月1日付けの犯罪被害者等給付金支給裁定を不服として、国家公安委員会に対して提起された審査請求について、平成30年3月22日付けで請求が棄却され、当該裁決書謄本を受領し、弁明に際し証拠資料として物件提出していた書類の返還を受けた旨の報告があった。

また、書類の返還に伴う還付請求書の提出についての上申があり、可として決裁した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許取消処分に対する審査請求事案

運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、当該処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから棄却とした。

(5) 特例施設占有者の指定について

遺失物法第17条に規定する特例施設占有者の指定1件について上申があり、可として決裁した。

(6) 犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る審査基準等の改定について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、警察庁から示されている犯罪被害者等給付金支給裁定に関するモデル審査基準が改定されたことを受け、大阪府公安委員会における犯罪被害者等給付金の支給裁定に関する審査基準及び標準処理期間を改定したい旨の上申があり、可として決裁した。

(7) 国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る審査基準等の改定について

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴い、警察庁から示されている犯罪被害者等給付金支給裁定に関するモデル審査基準が改定されたことを受け、大阪府公安委員会における国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に関する審査基準及び標準処理期間を改定したい旨の上申があり、可として決裁した。

(8) 警察職員の援助要求について

警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件について、可として決裁した。

(9) 意見要望の受理について

意見要望60件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

(1) 人事評価に係る報告

「警察庁長官及び地方警務官に係る人事評価実施要領」に基づき、警察本部長に係る業績評価の目標について報告があった。

(2) 公務執行妨害並びに窃盗事件被疑者の現行犯逮捕について

生野警察署地域課員が、職務質問を行った男がパトカーを奪って逃走したことから、同人を窃盗と公務執行妨害被疑者として、現行犯逮捕した旨の報告があった。

(3) 鑑定指導室の概要について

本年4年1月に発足した鑑定指導室の概要について報告があった。

(4) 3月中の懲戒等措置結果について

3月中の懲戒等措置結果について報告があった。

(5) 平成30年度5月補正予算要求の概要について

平成30年度5月補正予算要求の概要について報告があった。

(6) ひき逃げ事件発生等の状況及び取組について

ひき逃げ事件発生・検挙の状況及びひき逃げ事件への取組状況等について報告があった。

(7) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について

3月26日から4月1日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上